

教職員の兼業を許可する地域クラブは、以下に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 地域クラブの基準

ア 山形県中学校体育連盟（以下「県中体連」という。）が示す地域クラブ活動に関する参加資格及び地域クラブ活動に関する参加資格細則に定める基準を満たし、県中体連の審査を経て登録された地域クラブ

イ 東根市教育委員会が示す東根市部活動改革に係るガイドライン定める条件を満たす地域クラブ

ウ 上記のほか、東根市教育委員会が、要件を満たしていると判断した地域クラブ

(2) 教職員の労務に対し、以下に示すいずれかの対価がある地域クラブ

対価の種類	対価の性質
給与	・ 地域クラブと雇用契約を結ぶ際の対価であるもの。 ・ 指揮命令者は地域クラブで、雇用者がその対価を決めるもの。 ・ 労働基準法が適用され、雇用契約をした地域クラブは、割増賃金（学校業務との合算における時間外労働において、地域クラブに従事した時間の賃金）を支払うこととする。
報酬	・ 雇用契約を結ばない「業務委託・請負」の際の対価であるもの。 ・ 指揮命令者は教職員本人であるもの。 ・ 教職員本人の基本姿勢が「有償」で、地域クラブと教職員本人の契約でその対価が決まるもの。 ・ 労働基準法は適用されず、割増賃金は発生しないもの。
謝礼	・ 有償ボランティア（労務の対価として、少額の金銭が発生するもの）の際の対価であるもの。 ・ 指揮命令者は教職員本人であるもの。 ・ 教職員本人の基本姿勢が「無償」であるが、地域クラブがその対価を決め、支払うもの。

(3) 地域クラブは、次の事項を遵守しなければならない。

ア 時間外在校等時間と地域クラブにおける労働時間の通算が、月45時間以内、年間360時間を超えないように、依頼する教職員に対し配慮する地域クラブ

※上記を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを

得ない場合についても、年間720時間を超えないようにすること。この場合において、45時間を超える月は年間6月までとすること。また、月100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、月平均80時間を超えないようにすることに配慮する地域クラブ。

イ 周囲からの要望や同調圧力等に乗じた依頼を行わない地域クラブ

ウ 地域クラブの活動に従事する予定であった時間に、教職員としての勤務が急遽必要となった場合には、校務に遂行させることができる地域クラブ

エ 必要に応じた保険の案内や加入の検討、管理業務を行うなど適切に対応し、教職員の事故等が発生した場合、その責任を負うことができる地域クラブ